

令和2年2月

狛江市議会第1回定例会提出議案

提 出 議 案

34

- | | | | |
|----|--------|--|------|
| 1 | 議案第1号 | 平成31年度狛江市一般会計補正予算（第8号） | -3- |
| 2 | 議案第2号 | 平成31年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第2号） | -5- |
| 3 | 議案第3号 | 令和2年度狛江市一般会計予算 | -7- |
| 4 | 議案第4号 | 令和2年度狛江市国民健康保険特別会計予算 | -9- |
| 5 | 議案第5号 | 令和2年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算 | -11- |
| 6 | 議案第6号 | 令和2年度狛江市介護保険特別会計予算 | -13- |
| 7 | 議案第7号 | 令和2年度狛江市駐車場事業特別会計予算 | -15- |
| 8 | 議案第8号 | 令和2年度狛江市下水道事業会計予算 | -17- |
| 9 | 議案第9号 | 狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例 | -19- |
| 10 | 議案第10号 | 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例 | -21- |
| 11 | 議案第11号 | 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | -25- |
| 12 | 議案第12号 | 狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例 | -27- |
| 13 | 議案第13号 | 狛江市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | -29- |
| 14 | 議案第14号 | 狛江市災害復旧・復興特別交付金積立基金条例 | -31- |
| 15 | 議案第15号 | 狛江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例 | -33- |
| 16 | 議案第16号 | 狛江市福祉基本条例 | -35- |

17	議案第17号 狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	-45-
18	議案第18号 狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	-47-
19	議案第19号 狛江市高齢者住宅管理条例の一部を改正する条例	-49-
20	議案第20号 狛江市介護保険条例の一部を改正する条例	-51-
21	議案第21号 狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	-53-
22	議案第22号 東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約	-55-
23	議案第23号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約	-57-
24	議案第24号 東京都市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約	-61-
25	議案第25号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約	-63-
26	同意第1号 狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて	-65-

議案第 1 号

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第8号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月20日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

一般会計予算を補正する必要があるため。

議案第1号別紙

平成31年度

狛江市一般会計補正予算(第8号)

平成31年度狛江市一般会計補正予算（第8号）

平成31年度狛江市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,965,901千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第二表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

- 第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第三表 繰越明許費」による。

令和2年2月20日 提出

狛江市長

松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計 (千円)
2. 地方譲与税		110,708	1	110,709
14. 国庫支出金	4. 地方道路譲与税	0	1	1
		4,623,377	△36,663	4,586,714
	1. 国庫負担金	4,019,171	48,850	4,068,021
	2. 国庫補助金	580,918	△85,513	495,405
15. 都支支出金		4,949,101	△35,187	4,913,914
	1. 都負担金	1,371,963	1,466	1,373,429
	2. 都補助金	3,351,342	△42,911	3,308,431
	3. 委託金	225,796	6,258	232,054
17. 寄附		8,002	21,000	29,002
	1. 寄附金	8,002	21,000	29,002
21. 市債		1,579,200	92,100	1,671,300
	1. 市債	1,579,200	92,100	1,671,300
歳入	合計	29,924,650	41,251	29,965,901

歳出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計(千円)
2. 総務費		3,160,323	3,398	3,163,721
	3. 戸籍住民基本台帳費	232,188	3,398	235,586
3. 民生費		15,942,922	△192,234	15,750,688
	1. 社会福祉社費	5,850,939	△216,414	5,634,525
	3. 生活保護費	2,287,438	24,180	2,311,618
8. 土木費		1,982,950	13,179	1,996,129
	4. 都市計画画面費	1,362,605	13,179	1,375,784
9. 消防費		1,162,225	2,075	1,164,300
	1. 消防費	1,162,225	2,075	1,164,300
10. 教育費		2,859,512	120,000	2,979,512
	6. 保健体育費	148,802	120,000	268,802
12. 諸支出金		300,683	94,833	395,516
	1. 基金	300,683	94,833	395,516
歳出	合計	29,924,650	41,251	29,965,901

第二表 地方債補正

補			正			補			正			後		
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 568,000	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 568,000	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	子育て・教育支援複合施設整備事業債	千円 568,000	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。
野川地域センター整備事業債	77,300				野川地域センター整備事業債	77,300								
都市計画公園整備事業債	107,100	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	都市計画公園整備事業債	107,100	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	都市計画公園整備事業債	107,100	証書借入	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。
消防ポンプ車整備事業債	21,900				消防ポンプ車整備事業債	21,900								
第一小学校整備事業債	44,200	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	第一小学校整備事業債	44,200	証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	第一小学校整備事業債	44,200	証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。
学校屋内運動場空調設備整備事業債	11,700				学校屋内運動場空調設備整備事業債	11,700								
多摩川緑地公園グラウンド復旧整備事業債	749,000	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	償還の方法	多摩川緑地公園グラウンド復旧整備事業債	92,100	証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。	多摩川緑地公園グラウンド復旧整備事業債	92,100	証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後は、当該見直し後の利率)	借り入れの時から据置期間を含め、2.5年以内の償還とする。
臨時財政対策債	749,000				臨時財政対策債	749,000								
計	1,579,200				計	1,671,300				計	1,671,300			

第三表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
3. 民生費	4. 災害救助費	被災住宅応急修理事業	14,055千円
8. 土木費	4. 都市計画費	地区計画面関係費	3,520千円
8. 土木費	4. 都市計画費	調布都市計画道路3・4・16号線整備費 (岩北區間)	12,400千円
10. 教育費	6. 保健体育費	体育施設維持管理費	120,000千円

狛江市一般会計補正予算(第8号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
2. 地方譲与税	110,708	1	110,709
14. 国庫支出金	4,623,377	△36,663	4,586,714
15. 都支金	4,949,101	△35,187	4,913,914
17. 寄附金	8,002	21,000	29,002
21. 市債	1,579,200	92,100	1,671,300
歳入合計	29,924,650	41,251	29,965,901

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				特		源			
				国	都	地	債	他	一
2. 総務費	3,160,323	3,398	3,163,721	3,398	0	0	0	0	0
3. 民生費	15,942,922	△192,234	15,750,688	△67,844	△87,445	0	0	0	△36,945
8. 土木費	1,982,950	13,179	1,996,129	0	0	0	0	21,000	△7,821
9. 消防費	1,162,225	2,075	1,164,300	0	0	0	0	0	2,075
10. 教育費	2,859,512	120,000	2,979,512	27,783	0	92,100	0	0	117
12. 諸支金	300,683	94,833	395,516	0	46,000	0	0	0	48,833
歳出合計	29,924,650	41,251	29,965,901	△36,663	△41,445	92,100	0	21,000	6,259

2. 歳入

(款) 2. 地方譲与税

(項) 4. 地方道路譲与税

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 地方道路譲与税	千円 0	千円 1	千円 1	1. 地方道路譲与税	千円 1	1. 地方道路譲与税
計	0	1	1			

(款) 14. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費 国庫負担金	千円 4,008,212	千円 21,067	千円 4,029,279	4. 障がい者 自立支援事業費 負担金	千円 2,932	4. 自立支援医療費負担金
				6. 生活保護費 負担金	18,135	1. 生活保護費負担金
3. 教育費 国庫負担金	8,897	27,783	36,680	2. 教育費負担金	27,783	1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担金
計	4,019,171	48,850	4,068,021			

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費 国庫補助金	千円 25,168	千円 3,398	千円 28,566	1. 総務管理費 補助金	千円 3,398	1. 個人番号カード関連事務費等補助金
2. 民生費 国庫補助金	352,877	△88,911	263,966	2. 住宅費補助金	△88,911	1. 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業分)
計	580,918	△85,513	495,405			

(款) 14. 国庫支出金

(款) 15. 都支出金

(項) 1. 都負担金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説
				区分	金額 千円	
1. 民生費都負担金	1,363,201	1,466	1,364,667	5. 障がい者自立支援事業費負担金	1,466	4. 自立支援医療費負担金
計	1,371,963	1,466	1,373,429			

(項) 2. 都補助金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説
				区分	金額 千円	
1. 総務費都補助金	1,464,352	46,000	1,510,352	1. 総務管理費補助金	46,000	7. 災害復旧・復興特別交付金
2. 民生費都補助金	1,628,333	△88,911	1,539,422	4. 住宅費補助金	△88,911	5. 緊急輸送道路沿道建築物等耐震化促進事業補助金
計	3,351,342	△42,911	3,308,431			

(項) 3. 委託金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説
				区分	金額 千円	
1. 総務費委託金	182,028	6,258	188,286	2. 徴税費委託金	6,258	1. 都民税取扱委託金
計	225,796	6,258	232,054			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	節		説
				区分	金額 千円	
2. 指定寄附金	8,001	21,000	29,001	1. 指定寄附金	21,000	2. 緑のまちづくり協力金
計	8,002	21,000	29,002			

(款) 21. 市債
(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区分	金額		
4. 教育債	千円 55,900	千円 92,100	千円 148,000	2. 体育施設 整備事業債	千円 92,100	1. 多摩川緑地公園グラウンド復旧整備事業債	千円
計	1,579,200	92,100	1,671,300				

3. 歳出

(款) 2. 総務費

(項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円			
1. 戸籍住民基本台帳費	229,247	3,398	232,645	3,398				19. 負担金, 補助及び交付金	3,398	7. 個人番号カード交付事業 3,398 〔市民課〕 負担金, 補助及び交付金 3,398 個人番号カード関連事務費 負担金
計	232,188	3,398	235,586	3,398						

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源				区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他の 千円			
7. 住宅関係費	316,666	△222,278	94,388	△88,911	△88,911			19. 負担金, 補助及び交付金	△222,278	9. 住宅耐震診断等助成 △222,278 〔まちづくり推進課〕 負担金, 補助及び交付金 緊急輸送道路沿道建築物耐 震化促進事業助成金
8. 障がいサービス費	1,389,513	5,864	1,395,377	2,932	1,466			20. 扶助費	5,864	9. 自立支援医療給付費(更生医療) 5,864 〔高齢障がい課〕 扶助費 自立支援医療給付費(更生医療)
計	5,850,939	△216,414	5,634,525	△85,979	△87,445				△42,990	

(項) 3. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				源					区分	金額		
				特	都支	地方債	その他	一般財源				
国支	都支	地方債	その他	一般財源	千円	千円	千円					
2. 扶助費	2,153,610	24,180	2,177,790	18,135	18,135			6,045	20. 扶助費	24,180	1. 生活保護費 〔福祉相談課〕 扶助費 住宅扶助 医療扶助	24,180
計	2,287,438	24,180	2,311,618	18,135				6,045				

(款) 8. 土木費

(項) 4. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					節		説明	
				源					区分	金額		
				特	都支	地方債	その他	一般財源				
国支	都支	地方債	その他	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円			
1. 都市計画 総務費	247,878	△99	247,779					△99	11. 需用費	△99	5. 地区計画関係費	△99
									4. 印刷 製本費	△99	〔まちづくり推進課〕 需用費 印刷製本費 (△99) 岩戸北二丁目周辺地区地区 計画案内用パンフレット	△99
4. 公園緑地費	429,960	21,000	450,960				21,000		25. 積立金	21,000	6. 緑化基金費	21,000
							21,000				〔財政課〕 積立金 緑化基金積立金	21,000
5. 公共 下水道費	504,249	△7,722	496,527					△7,722	28. 繰出金	△7,722	1. 公共下水道特別会計繰出	△7,722
								△7,722			〔財政課〕 繰出金 公共下水道特別会計繰出金	△7,722

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
計	1,362,605	13,179	1,375,784			21,000	△7,821				

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 常備消防費	998,609	△10,852	987,757				△10,852	19. 負担金, 補助及び交付金	△10,852	1. 常備消防事務委託費 [安心安全課] 負担金, 補助及び交付金 常備消防事務委託負担金	
2. 非常備消防費	109,144	12,927	122,071				12,927	19. 負担金, 補助及び交付金	12,927	2. 消防施設維持管理費 [安心安全課] 負担金, 補助及び交付金 消火栓設置替工事負担金	
計	1,162,225	2,075	1,164,300				2,075				

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				特定		財源			区分	金額	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
2. 体育施設費	135,750	120,000	255,750	27,783	92,100	92,100	117	15. 工事請負費	120,000	1. 体育施設維持管理費 [整備課] 工事請負費 多摩川緑地公園グラウンド復旧整備工事	
計	148,802	120,000	268,802	27,783	92,100	92,100	117				

(款) 12. 諸支出金
(項) 1. 基金費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定		財源		区分	金額 千円		
				国 支 出 金 千円	都 支 出 金 千円	地 方 債 千円	所 の 他 千円				一般財源 千円
1. 財政調整基金費	300,681	48,833	349,514						48,833	1. 財政調整基金費 [財政課] 積立金 48,833	
3. 災害復旧・復興特別交付金積立基金費	0	46,000	46,000		46,000			25. 積立金	46,000	1. 災害復旧・復興特別交付金積立基金費 [財政課] 積立金 46,000	
計	300,683	94,833	395,516		46,000					48,833	

区分	前前年度末現在高 千円	前年度末現在高 千円	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額 千円
			当該年度中起債見込額 千円	当該年度中元金償還見込額 千円	
1. 普通債	8,433,938	8,408,917	922,300	747,261	8,583,956
(1) 総務債	738,937	704,027		55,118	648,909
(2) 民生債	1,207,383	1,416,091	645,300	38,444	2,022,947
(3) 衛生債	377,978	460,972		5,934	455,038
(4) 土木債	2,167,837	1,988,226	199,200	236,347	1,951,079
(5) 消防債	284,500	284,500	21,900	18,432	287,968
(6) 教育債	3,657,303	3,555,101	55,900	392,986	3,218,015
2. 減税補てん債	506,476	382,248		90,012	292,236
3. 臨時財政対策債	10,736,760	10,711,668	749,000	835,491	10,625,177
4. 臨時税収補てん債等	2,426				
合計	19,679,600	19,502,833	1,671,300	1,672,764	19,501,369

議案第 2 号

平成31年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第2号）

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和2年2月20日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

公共下水道特別会計予算を補正する必要があるため。

議案第2号別紙

平成31年度

狛江市公共下水道特別会計補正予算(第2号)

平成31年度狛江市公共下水道特別会計補正予算（第2号）

平成31年度狛江市の公共下水道特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ78,205千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,873,685千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

- 第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第二表 繰越明許費」による。

令和2年2月20日 提出

狛江市長
松原俊雄

第一表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計 (千円)
1. 分担金及び負担金		34,096	△2,232	31,864
	1. 負担金	34,096	△2,232	31,864
3. 国庫支出金		49,918	9,480	59,398
	1. 国庫補助金	49,918	9,480	59,398
4. 都支支出金		4,231	474	4,705
	1. 都補助金	4,231	474	4,705
7. 繰入		504,249	△7,722	496,527
	1. 一般会計繰入金	504,249	△7,722	496,527
8. 繰越		120,000	78,205	198,205
	1. 繰越金	120,000	78,205	198,205
歳入	合 計	1,795,480	78,205	1,873,685

歳 出

款	項	補正前の額(千円)	補正額(千円)	計 (千円)
2. 事業費		1,277,111	78,205	1,355,316
	1. 維持管理費	864,257	78,205	942,462
歳出	合 計	1,795,480	78,205	1,873,685

第二表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 . 事業費	1 . 維持管理費	管渠維持管理費	25,465 千円
2 . 事業費	2 . 管渠整備費	管渠整備費	42,070 千円

狛江市公共下水道特別会計補正予算(第2号)

歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金	34,096	△2,232	31,864
3. 国庫支出金	49,918	9,480	59,398
4. 都支金	4,231	474	4,705
7. 繰入金	504,249	△7,722	496,527
8. 繰越金	120,000	78,205	198,205
歳入合計	1,795,480	78,205	1,873,685

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳					
				国支金	特出金	特定支出金			一般財源
						都支金	地方債	その他の債	
2. 事業費	1,277,111	78,205	1,355,316	0	0	0	0	0	78,205
歳出合計	1,795,480	78,205	1,873,685	0	0	0	0	0	78,205

2. 歳入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 根川雨水幹線負担金	千円 33,096	千円 △2,232	千円 30,864	1. 根川雨水幹線負担金	千円 △2,232	2. 根川雨水幹線整備負担金
計	34,096	△2,232	31,864			

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道事業補助金	千円 49,918	千円 9,480	千円 59,398	1. 公共下水道事業補助金	千円 9,480	1. 下水道地震対策事業補助金 4. 下水道事業補助金
計	49,918	9,480	59,398			9,000

(款) 4. 都支出金

(項) 1. 都補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道事業補助金	千円 4,231	千円 474	千円 4,705	1. 公共下水道事業補助金	千円 474	1. 下水道地震対策事業補助金 4. 下水道事業補助金
計	4,231	474	4,705			24 450

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	千円 504,249	千円 △7,722	千円 496,527	1. 一般会計繰入金	千円 △7,722	1. 一般会計繰入金
計	504,249	△7,722	496,527			

(款) 7. 繰入金

(款) 8. 繰越金
(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	千円 120,000	千円 78,205	千円 198,205	1. 繰越金	千円 78,205	1. 前年度繰越金
計	120,000	78,205	198,205			

千円

3. 歳出

(款) 2. 事業費

(項) 1. 維持管理費

目	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円	補正額の財源内訳					節		説明
				財源					区分	金額 千円	
				国支出金 千円	都支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	一般財源 千円			
1. 管渠維持管理費	864,257	78,205	942,462					78,205	19. 負担金, 補助及び交付金	78,205	千円
計	864,257	78,205	942,462					78,205			

[下水道課]

1. 管渠維持管理費
負担金, 補助及び交付金
多摩川流域下水道野川幹線
下水処理負担金

議案第 3 号

令和 2 年度狛江市一般会計予算

上記の議案を別冊 1 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 4 号

令和 2 年度狛江市国民健康保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 5 号

令和 2 年度狛江市後期高齢者医療特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 6 号

令和 2 年度狛江市介護保険特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 7 号

令和 2 年度狛江市駐車場事業特別会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定による。

議案第 8 号

令和 2 年度狛江市下水道事業会計予算

上記の議案を別冊 2 のとおり提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第 2 項の規定による。

議案第 9 号

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第53条中「第9条第4項」を「第9条第5項」に改める。

付 則

この条例は、戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第4号に規定する施行の日から施行する。

提案理由

戸籍法の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条文を改めるため。

議案第 10 号

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例

基本的人権は、全ての人が生まれながらにして持っている人間らしく生きる権利であり、この権利が守られるべきことは日本国憲法で定められています。人権が守られるためには、自分の人権が守られること、相手の人権を守ること、この両方が大切です。

狛江市は、お互いの顔が見える小さなまちです。このまちにも、自分の人権が侵害されたと感じていたり、生きづらさを抱えたりしている人がいます。私たちは、どんな理由があっても、誰かを傷つけたり、いじめたり、仲間はずれにしたりすることは、決して許しません。

市民一人ひとりが個人として大切にされ、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支えあい助けあうやさしいまちをみんなで作っていくために、この条例を制定します。

人に対する思いやりや、みんな違ってみんな大切だという心を育み、子どもから大人までみんながあたたかい気持ちで過ごすことができるよう、人権に対する思いを育んでいきましょう。

(目的)

第 1 条 この条例は、市、市民及び団体の責務を明らかにするとともに、人権の尊重に関する施策の基本となる事項を定めることにより、人権を尊重しみんなが生きやすいまちの実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市外に居住する者のうち、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者及び市内に滞在する者をいう。
- (2) 団体 市内で営利活動又は非営利活動を行う団体をいう。
- (3) 関係機関等 東京都、法務局、警察署、他自治体、営利活動又は非営利活動を行う団体等をいう。

(人権を侵害する行為の禁止)

第 3 条 何人も、家庭、職場、学校、地域、インターネット上その他あらゆる場

所及び場面において、年齢、障がい、疾病、性別、性的指向、性自認、職業、出身、人種、国籍、言語、宗教、財産その他社会情勢の変化等に伴い新たに顕在化した人権課題等、理由の有無にかかわらず、差別、いじめ、虐待、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、プライバシーの侵害その他の人権を侵害する行為をしてはならない。

(市民の権利)

第4条 市民一人ひとり、個人として尊重され、自分らしく生きる権利を有する。

(市の責務等)

第5条 市は、市民一人ひとりを個人として尊重するとともに、市政の全てにおいてこの条例の趣旨を踏まえ、施策を総合的に推進しなければならない。

2 市長は、主体的かつ率先して指揮をとるとともに、教育委員会その他の市の機関との連携を図ることにより、前項に規定する市の責務を果たすものとする。

(市民の責務)

第6条 市民は、お互いに尊重し、お互いの権利を守らなければならない。

2 市民は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(団体の責務)

第7条 団体は、その活動において、市民一人ひとり及び所属する個人の権利を守らなければならない。

2 団体は、市の実施する人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民等との連携)

第8条 市は、市民、団体又は関係機関等と連携し、人権に関する施策を推進する。

(相談及び救済)

第9条 市は、市民一人ひとりが安心して気軽に相談でき、適切な救済を受けられるよう、市民、団体又は関係機関等と連携し、必要な措置を講ずる。

(啓発等)

第10条 市は、市民が人権を身近なものとして捉えられるよう、人権の尊重に関する意識を高めるための啓発、情報提供等を行う。

2 市は、第1条の目的の達成に向けて、市民の人権の尊重に関する意識を高めるため、その好事例となる活動を広く周知するものとする。

(子どもへの教育及び啓発)

第11条 市は、人権の尊重に関する教育及び啓発を学校教育その他子どもが活動する場等において推進する。

(市の支援)

第12条 市は、人権を尊重しみんなが生きやすいまちづくりに寄与する市民及び団体の活動に対して、人的、財政的その他必要な支援を行うものとする。

(狛江市人権尊重推進会議の設置)

第13条 この条例による人権を尊重するまちづくりを推進するため、狛江市人権尊重推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

- 2 推進会議は、市長の諮問機関とし、次の各号について所掌するものとする。
 - (1) 人権施策の評価、意識調査、人権に関する実態や課題の把握、重点啓発項目の設定その他の条例を推進するために必要な事項
 - (2) 第9条に規定する相談に係る必要な措置及び救済手法の検討
 - (3) その他人権の尊重について必要な事項
- 3 推進会議は、前項に規定する所掌事務を遂行するため、必要に応じて関係機関等と連携するものとする。
- 4 推進会議は、必要に応じて専門家、関係者等に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(組織等)

第14条 推進会議は、次の各号に掲げる区分により市長が委嘱する委員9人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 有識者
- (3) 公募市民

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、連続して2期を超えない範囲で再任されることができる。

(会長及び副会長)

第15条 推進会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第16条 推進会議は、会長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第17条 推進会議の庶務は、人権を所管する課が担当する。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

付 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

市民一人ひとりが個人として尊重され、差別や偏見のない、誰もがより生きやすい、安心して暮らせる平和なまち、お互いに支え合い助け合うやさしいまちの実現を図るため、必要な事項を定める。

議案第 11 号

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 非常勤職員の公務災害補償審査会の項中「非常勤職員の公務災害補償審査会」を「非常勤職員の公務災害補償等審査会」に改め、同表災害医療コーディネーターの項中「災害医療コーディネーター運営委員会」を「災害医療・薬事コーディネーター運営委員会」に改め、同項の次に次のように加える。

災害薬事コーディネーター	災害医療・薬事コーディネーター運営委員会 1 日当たりの額	12,300
	医療救護活動又は薬事活動 1 日当たりの額	16,500
	医療救護活動又は薬事活動で 1 日に 3 時間を超えた場合にあっては、その 3 時間を超えた時間に対して活動 1 時間当たりの額	5,430
	合同訓練等参加 1 日当たりの額	13,900
	合同訓練等参加で 1 日に 3 時間を超えて参加した場合にあっては、その 3 時間を超えた時間に対して参加 1 時間当たりの額	4,500

別表第 1 市災害弔慰金支給等審査委員会の項の次に次のように加える。

人権尊重推進会議	会長	日額	12,300
----------	----	----	--------

	委員	日額	9,200
--	----	----	-------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1 災害医療コーディネーターの項の改正規定は、令和2年4月1日から施行し、同表市災害弔慰金支給等審査委員会の項の次に1項を加える改正規定は、令和2年7月1日から施行する。

提案理由

災害薬事コーディネーター及び人権尊重推進会議の設置に伴い、所要の改正を行うため。

議案第 12 号

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の給料等に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の2中「得た数」の次に「（以下「勤務時間除数」という。）」を加える。

第17条第2項中「前2項」を「前項」に改め、同条第4項中「前4項」を「前3項」に改める。

第18条第2項中「加算した額」の次に「（以下「給与月額」という。）」を加え、同条第4項を次のように改める。

4 前2項の規定にかかわらず、再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の130.0」とあるのは「100分の72.5」とする。ただし、別表第1の適用を受ける再任用職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の130.0」とあるのは「100分の62.5」として適用し、前項の規定を適用しない。

第18条の4第2項中「給料，扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に，別表第2に該当する職員の給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額」を「給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に，別表第2に該当する職員の同表に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を加算した額」に改め、同項後段中「給料，扶養手当の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額」を「給与月額」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 前2項の規定にかかわらず、再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の50」とする。ただし、別表第1の適用を受ける再任用職員のうちその属する職務の級が4級以上である職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「100分の102.5」とあるのは「100分の60」として適用し、前項の規定を適用しない。

第19条第3項を次のように改める。

3 第7条，第8条及び第8条の5の規定は，再任用職員には適用しない。
別表第2中「第18条の4関係」を「第18条，第18条の4関係」に改める。
別表第4に備考として次のように加える。

備考 再任用短時間勤務職員の支給月額は、その額に勤務時間除数を乗じて得た額とする。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

提案理由

勤勉手当の算定基礎額から扶養手当の除外並びに再任用職員の期末手当及び勤勉手当に職員の区分に応じた加算割合を加えるため。

議案第 13 号

狛江市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例

狛江市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例（平成13年条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第17条第 1 項中「出産支援休暇」の次に「，育児参加休暇」を加える。

付 則

この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

男性職員の育児への積極的な参加を目的として，特別休暇に育児参加休暇を加えるため。

議案第 14 号

狛江市災害復旧・復興特別交付金積立基金条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市災害復旧・復興特別交付金積立基金条例

(設置)

第 1 条 東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を原資として、令和元年に発生した台風第19号による災害に対応して実施する災害復旧及び復興のための事業に充てるため、狛江市災害復旧・復興特別交付金積立基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

(運用収益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、狛江市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、第 1 条に規定する設置の目的以外には処分することができない。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、令和 4 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

提案理由

令和 2 年度以降に実施する令和元年台風第19号災害復旧事業の財源に東京都市町村災害復旧・復興特別交付金を充てることとしているが、平成31年度中に歳入の上、専用基金に積み立て、令和 2 年度以降の事業に充当する必要があるため。

議案第 15 号

狛江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

狛江市固定資産評価審査委員会条例（昭和26年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第 1 項第 2 号において「情報通信技術利用法」という。）第 3 条第 1 項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第 6 条第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行に伴い、引用条文を改めるため。

議案第 16 号

狛江市福祉基本条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市福祉基本条例

狛江市福祉基本条例（平成 6 年条例第 13 号）の全部を改正する。

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 市の責務（第 5 条—第 11 条）

第 3 章 市民の権利と責務（第 12 条・第 13 条）

第 4 章 事業者の責務（第 14 条・第 15 条）

第 5 章 地域福祉の推進

第 1 節 総則（第 16 条—第 18 条）

第 2 節 包括的な支援体制の整備（第 19 条・第 20 条）

第 6 章 公共的建築物等への配慮（第 21 条—第 31 条）

第 7 章 推進体制（第 32 条）

第 8 章 雑則（第 33 条）

付則

わたしたち狛江市民は、全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもち、ささえあって、ともに生きる地域共生社会の実現を目指している。

かつては、地域の相互扶助、家族同士の助け合い等のささえあいの機能が存在したが、少子高齢化の進展や家族形態の変化等により、ささえあいの基盤が弱まってきているとともに、複合的な課題への対応、社会的孤立や生活困窮の支援等、社会情勢の変化とともに新たな地域生活課題への対応も求められている。

このような状況を踏まえ、市は、福祉及び保健関係部署のみならず、全ての部署が一体となって、市民及び事業者とともにそれぞれの役割を果たしながら、地域福祉の推進のため、包括的な支援体制の構築を進めるとともに、相互にささえあうことを通じて、多様性を認めあい、安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要がある。

ここにわたしたち狛江市民は、全ての市民の“であい、ふれあい、ささえあい”を大切にし、人がやさしい、人にやさしい「あいとびあ狛江」を合言葉に、ともに力をあわせ、お互いにやさしい、うるおいとやすらぎのある福祉のまちづ

くりを進め、この愛する郷土に地域共生社会を実現することを決意し、この条例を定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民福祉の理念を確立し、市民福祉の向上に果たすべき、市、市民及び事業者（社会福祉協議会等の民間福祉団体及び町会・自治会等地縁による団体を含む。以下同じ。）それぞれの役割及び責務を明らかにするとともに、市民福祉に関する施策の基本となる事項を定め、総合的な福祉のまちづくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉サービス 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第3条に規定する基本的理念に基づき提供される支援をいう。
- (2) 福祉のまちづくり 福祉サービスを必要とする人を含めた全ての市民が自らの意思で自由に行動し、積極的に社会参加できるような環境整備、地域における支え合いを推進することをいう。
- (3) 地域共生社会 全ての市民が、生涯にわたり個人として人間性が尊重され、生きがいをもって、ともに生きる豊かな福祉社会をいう。
- (4) 市民福祉 全ての市民が地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を図る市民のための福祉をいう。
- (5) 車両等 鉄道の車両，自動車その他の旅客の運送の用に供する機器で規則で定めるものをいう。
- (6) 都市施設 次に掲げる公共的建築物等をいう。
 - ア 公共的建築物及びこれに付帯するもの
 - イ 公共交通機関及びこれに付帯するもの
 - ウ 道路及びこれに付帯するもの
 - エ 公園，緑地，児童遊園その他これらに類するもの及びこれらに付帯するもの
 - オ 車両等の駐車場を構成する施設及びこれに付帯するもの
 - カ アからオまでに掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの

(市民福祉の基本理念)

第3条 全て市民は、生涯にわたり人間性が尊重され、住み慣れた地域で、自立して主体的かつ個性的に生活することを等しく保障されなければならない。

2 市、市民及び事業者は、それぞれの役割及び責務を連携、協働して果たし、地域共生社会の実現に努めなければならない。

(情報の提供及び共有)

第4条 市、市民及び事業者は、それぞれ必要な情報を提供し、情報の共有に努めなければならない。

2 市は、市民及び事業者の福祉のまちづくりに関する自主的な活動を促進する

ため、必要な啓発活動、助言及び指導を行うものとする。

- 3 前2項に規定する情報の提供及び啓発活動に当たっては、福祉サービスを必要とする人の特性に応じた取組を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、支援を必要とする人が情報を円滑に利用し、意思表示ができるようにするため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 5 市は、市民及び事業者が行う先進的な取組が福祉のまちづくりに資すると認められるときは、広く情報共有を図り、その成果の普及に努めなければならない。

第2章 市の責務

(計画の策定)

第5条 市は、第3条に規定する基本理念を実現するため、市民の生活の視点から市民福祉に関する基本的かつ総合的な福祉計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定するものとする。

- 2 福祉総合計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進に関する事項
 - (2) 高齢者福祉の推進に関する事項
 - (3) 障がい者福祉の推進に関する事項
 - (4) 児童福祉の推進に関する事項
 - (5) 健康の増進の推進に関する事項
- 3 市は、前項第1号に規定する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するものとする。
 - (1) 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき規則で定める事項
 - (2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する規則で定める事項
 - (3) 地域福祉を目的とする事業の健全な発達に関する規則で定める事項
 - (4) 地域福祉に関する活動への市民の参加の促進に関する規則で定める事項
 - (5) 第20条第1項の規則で定める事業を実施する場合には、当該規則で定める事業に関する事項
- 4 市は、福祉総合計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「市民等」という。）の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するものとする。
- 5 市は、定期的に、その策定した福祉総合計画について、調査、分析及び評価を行うとともに、必要があると認めるときは、当該福祉総合計画を変更するものとする。
- 6 前項に規定する調査、分析及び評価は、第32条に規定する市民福祉推進委員会において行うものとする。

(支援)

第6条 市は、市民及び事業者による福祉のまちづくりに関する自発的な活動を推進するため、次に掲げる事項について、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- (1) 民間施設の福祉環境整備のための資金援助及び貸付
- (2) 施設所有者等が都市施設を福祉環境整備基準に適合させるために行う措置等として市長が認めるもの
- (3) 福祉のまちづくりに関し市民が主体的に実施する取組であつて、先駆的な取組として市長が認めるもの
(市の施設の先導的整備)

第7条 市は、自ら設置し、又は管理する施設等について、全ての市民が安全かつ快適に利用できるよう率先してその整備に努めなければならない。

(移動手段の確保)

第8条 市は、全ての市民の安全かつ円滑な移動手段を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、必要があると認めるときは、公共交通機関に対し、その車両等の構造上及び運行上の配慮を要請するものとする。

(災害時における配慮)

第9条 市は、災害時において福祉サービスを必要とする人に配慮した情報の提供及び避難のために必要な施策の推進に努めなければならない。

(国及び都に対する要請)

第10条 市は、市民生活の実情に基づき、社会保障、雇用、住宅その他主として国又は東京都の権能に係る制度又は施策について、必要に応じその改善又は創設を要請するものとする。

(近隣市区との調整)

第11条 市は、福祉施策を推進するに当たり、必要に応じ近隣市区との協力、調整を図る等、常に最少の費用で最大の効果をあげるよう努めなければならない。

第3章 市民の権利と責務

(権利と責務)

第12条 全ての市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら又は相互に協力して、積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 全ての市民は、福祉サービスを法令、条例、規則等の定めるところにより等しく受ける権利を有し、それに伴う負担を能力に応じ分任しなければならない。

(福祉活動等の参加)

第13条 全ての市民は、ともに助け支え合い、連携を強め、地域における福祉活動等に参加するとともに、そのために必要な知識、技術等の習得に努めなければならない。

第4章 事業者の責務

(責務)

第14条 事業者は、自ら進んで地域における福祉活動等を行い、市及び市民と連携し、福祉のまちづくりの推進に貢献するよう努めなければならない。

(就業機会の確保)

第15条 事業者は、年齢、性別、心身の状態、国籍等に関係なく、市民が働くことのできる職場環境の確保及びその雇用の推進に努めなければならない。

第5章 地域福祉の推進

第1節 総則

(地域福祉の推進)

第16条 市民等は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする市民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 市民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする市民及びその世帯が抱える次に掲げる課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう努めるものとする。

(1) 福祉に関する課題

(2) 介護に関する課題

(3) 介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）に関する課題

(4) 保健医療に関する課題

(5) 住まいに関する課題

(6) 就労に関する課題

(7) 教育に関する課題

(8) 防災・防犯に関する課題

(9) 福祉サービスを必要とする市民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする市民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題

(福祉サービス提供の原則)

第17条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の市民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する市の責務)

第18条 市は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 市は、市民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2節 包括的な支援体制の整備

(住民に身近な圏域にある相談支援事業者の責務)

第19条 社会福祉を目的とする事業を営む者のうち、規則で定める事業を行うもの(市の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える市民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

(包括的な支援体制の整備)

第20条 市は、規則で定める事業の実施その他の各般の措置を通じ、市民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 2 市は、包括的な支援体制を整備するに当たり、福祉及び保健関係部署のみならず、住宅、教育、コミュニティ関係部署等が地域生活課題を把握するとともに、当該地域生活課題の解決に資する支援を行う関係部署相互間の連携を図り、福祉のまちづくりに資する事業を一体的に実施するものとする。

第6章 公共的建築物等への配慮

(公共的建築物等を整備する者等の責務)

第21条 市内に都市施設を整備しようとする者は、高齢者等を含む全ての市民が、当該施設を安全で、安心して、かつ快適に利用できるよう必要な措置(以下「都市施設の福祉環境整備」という。)を講じなければならない。

- 2 現に前項に規定する都市施設を設置し、又は管理している者は、同項の趣旨を尊重し、都市施設の福祉環境整備に努めなければならない。

(福祉環境整備基準への適合努力義務)

第22条 都市施設の福祉環境整備は、次に掲げる事項について、規則で定める基準(以下「福祉環境整備基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。

- (1) 出入口の構造に関する事項
- (2) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置に関する事項
- (3) 車いすで利用できる便所及び駐車場に関する事項
- (4) 案内標示及び視覚障がい者誘導用ブロックの設置に関する事項
- (5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、都市施設を円滑に利用できるようにするために必要な基幹的事項

(遵守基準への適合義務)

第23条 都市施設であって、規則で定める種類及び規模のもの(以下「特定都市施設」という。)の新設又は改修(建築物については、増築、改築、大規模の修繕、大規模の模様替え又は用途変更(用途を変更して特定都市施設にする場合に限る。))をいう。以下同じ。)をしようとする者(以下「特定整備主」と

いう。)は、福祉環境整備基準のうち特に守るべき基準として規則で定めるものを遵守するための措置を講じなければならない。

- 2 特定都市施設を所有し、又は管理する者(次条第1項に規定する既存特定都市施設所有者等を除く。)は、前項に規定する基準を遵守しなければならない。(既存特定都市施設の状況の把握等)

第24条 平成22年4月1日現在で存する特定都市施設(以下「既存特定都市施設」という。)を所有し、又は管理している者(以下「既存特定都市施設所有者等」という。)は、既存特定都市施設を福祉環境整備基準に適合させるための措置の状況の把握に努めなければならない。

- 2 市長は、既存特定都市施設所有者等に対し、前項に規定する措置の状況について、報告を求めることができる。
- 3 市長は、第1項に規定する措置の的確な実施を確保するために特に必要があると認めるときは、既存特定都市施設所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(事前協議及び届出)

第25条 特定整備主は、あらかじめ、その計画について市長に協議し、第22条各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、工事に着手する前に届け出なければならない。ただし、法令等により福祉環境整備基準に適合させるための措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている場合については、この限りでない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、当該届出の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をするとき、当該変更をする事項について、規則で定めるところにより、当該事項に係る部分の当該変更後の内容の工事を着手する前に市長に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第26条 市長は、前条に規定する事前協議及び届出があった場合において、当該協議及び届出に係る施設が福祉環境整備基準に適合しないと認めるときは、特定整備主に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第27条 第25条に規定する事前協議及び届出をした者は、当該協議及び届出に係る工事が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(検査及び適合証の交付等)

第28条 市長は、前条に規定する届出のあった施設が、福祉環境整備基準に適合しているかどうかについて、市長の指定する職員に検査をさせるものとする。

- 2 市長は、必要があると認めるときは、市長の指定する職員に、工事が完了する前に中間検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により検査又は中間検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 市長は、第1項に規定する検査をした場合において、都市施設が福祉環境整備基準に適合していると認めるときは、適合証を交付するとともに、市民に公

表するものとする。

(勧告、命令及び公表)

第29条 市長は、第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者又は同条に規定する事前協議及び届出と異なる工事を行った者に対し、必要な措置をとることを勧告することができる。

2 市長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、期限を定めて必要な措置をとることを命ずることができる。

3 市長は、前項に規定する命令を受けた者が、正当な理由がなく命令に従わないときは、その者の名称又は氏名とともに第25条に規定する事前協議又は届出を行わず施設の工事に着手した者にあつてはその旨を、同条に規定する事前協議及び届出と異なる工事を行った者にあつては当該工事の内容を公表することができる。

4 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、その者に意見を述べる機会を与えた上、第32条に規定する市民福祉推進委員会の意見を聴かなければならない。

(市長の福祉環境整備の責務)

第30条 市長は、施設の福祉環境整備が円滑に図られるよう、次の各号に掲げる事項の推進に努めなければならない。

(1) 都市施設の福祉環境整備についての広報、相談及び指導

(2) 適合施設の認定とその周知

(3) 行政組織、職員等推進体制の整備

(4) その他市長が必要と認める事項

(市民及び施設の設置者又は管理者の協力)

第31条 市民及び施設の設置者又は管理者は、この条例の趣旨を尊重し、全ての市民が円滑に施設を利用できるよう、必要な協力をしなければならない。

第7章 推進体制

(市民福祉推進委員会)

第32条 市長の附属機関として、市民福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、必要な意見を具申する。

(1) 地域共生社会の実現の推進に関わる基本的な事項に関すること。

(2) 第5条に規定する福祉総合計画の策定及び改定に関すること（同条第2項第4号及び第5号に掲げる事項を除く。）。

(3) 市民福祉の推進及びその調整に係る重要事項に関すること。

(4) 第5条第6項に規定する調査、分析及び評価に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 委員会は、規則で定めるところにより、小委員会を置くことができる。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 雑則

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。
(狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例の一部改正)
- 2 狛江市介護予防・日常生活支援総合事業に関する条例（平成28年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「狛江市福祉基本条例（平成6年条例第13号）」を「狛江市福祉基本条例（令和2年条例第 号）」に改める。

提案理由

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正されたことから全部を改正し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため。

議案第 17 号

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

狛江市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から8歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある義務教育就学児を養育している者については、当該義務教育就学児の医療費の助成に係る所得の制限の適用を除外する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第4条第2項の規定は、令和2年10月1日以後の療養に係る医療費の助成について適用し、令和2年9月30日以前の療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

提案理由

小学校2年生までの児童における医療費の助成に係る所得制限を撤廃するため。

議案第 18 号

狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

狛江市子育て・教育支援複合施設の設置及び管理に関する条例（令和元年条例第36号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「名称 狛江市子育て・教育支援複合施設」の次に「（愛称 ひだまりセンター）」を加える。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。

提案理由

狛江市子育て・教育支援複合施設の名称に愛称を加えるため。

議案第 19 号

狛江市高齢者住宅管理条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市高齢者住宅管理条例の一部を改正する条例

狛江市高齢者住宅管理条例（平成 9 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 2 項に規定する法定利率」に改める。

付 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行により、明渡し請求を受けた者から徴収する債権の利息割合を改めるため。

議案第 20 号

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市介護保険条例の一部を改正する条例

狛江市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「狛江市福祉基本条例（平成 6 年条例第13号）」を「狛江市福祉基本条例（令和 2 年条例第 号）」に改める。

第 9 条第 2 項中「平成31年度」を「令和 2 年度」に，「26,800円」を「21,500円」に改め，同条第 3 項中「平成31年度」を「令和 2 年度」に，「26,800円」を「21,500円」に，「39,300円」を「35,700円」に改め，同条第 4 項中「平成31年度」を「令和 2 年度」に，「26,800円」を「21,500円」に，「51,800円」を「50,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 2 条の改正規定は，令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の第 9 条第 2 項から第 4 項までの規定は，令和 2 年度分の保険料から適用し，平成31年度以前の年度分の保険料については，なお従前の例による。

提案理由

低所得者に係る令和 2 年度の保険料の軽減が通年化されることに伴い，所要の改正を行うため。

議案第 21 号

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

狛江市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

狛江市国民健康保険税条例（平成 6 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「100分の5.25」を「100分の5.38」に改める。

第 5 条中「26,000円」を「26,600円」に改める。

第 7 条中「100分の1.83」を「100分の1.87」に改める。

第 7 条の 2 中「10,400円」を「10,700円」に改める。

第 8 条中「100分の1.68」を「100分の1.72」に改める。

第 8 条の 2 中「12,600円」を「12,900円」に改める。

第20条第 1 号ア中「18,200円」を「18,620円」に改め、同号イ中「7,280円」を「7,490円」に改め、同号ウ中「8,820円」を「9,030円」に改め、同条第 2 号ア中「13,000円」を「13,300円」に改め、同号イ中「5,200円」を「5,350円」に改め、同号ウ中「6,300円」を「6,450円」に改め、同条第 3 号ア中「5,200円」を「5,320円」に改め、同号イ中「2,080円」を「2,140円」に改め、同号ウ中「2,520円」を「2,580円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の狛江市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険財政の健全化を図ることを目的に、東京都から示された標準保険税率を参考に課税額を改めるため。

議案第 22 号

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都市町村公平委員会共同設置規約の一部を変更する規約

東京都市町村公平委員会共同設置規約（昭和42年4月1日東京都知事届出）の一部を次のように変更する。

別表中「多摩ニュータウン環境組合 福生病院組合」を「多摩ニュータウン環境組合」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事へ届出の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

提案理由

東京都市町村公平委員会を共同で設置する団体に変更があったため。

議案第 23 号

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「平成30年度分及び平成31年度分」を「令和2年度分及び令和3年度分」に、「平成30年4月1日現在」を「令和2年4月1日現在」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和2年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和元年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

提案理由

令和2年度分及び令和3年度分の後期高齢者医療の軽減に係る経費を各区市町村の一般財源から負担金として支弁するよう規約を変更するため。

議案第 24 号

東京都市町村職員退職手当組合规約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都市町村職員退職手当組合规約の一部を変更する規約

東京都市町村職員退職手当組合规約（昭和40年4月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

別表第 2 地方公共団体の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

福生病院組合の名称変更に伴い、所要の変更を行うため。

議案第 25 号

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 20 日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約

東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年 2 月 29 日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

別表第 1 中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

別表第 2 第 1 区の項選挙区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

提案理由

福生病院組合の名称変更に伴い、所要の変更を行うため。

同意第 1 号

狛江市教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

下記の者を，狛江市教育委員会教育長に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所	東京都中野区中央五丁目33番12-203号
氏名・年齢	柏原 聖子 ・ 54歳

令和2年2月20日

提出者 狛江市長 松原 俊雄

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により，議会の同意を求めるため。